平成 28 年 6 月 27 日

新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等の整備に関する意見

日本放送協会

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」(以下「WT」という。)で議論される、「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定及びライセンシング体制等の在り方」に関する当協会の意見を述べさせていただきます。

1. WTで挙げられたサービスについて

昨年度のWTにおいて優先的に検討が行われたサービスのうち、以下の4つのサービスに 係る著作物等の利用を権利制限の対象とすることの是非や留意すべき事項について

- (1) 所在検索サービス(あらゆる種類の著作物等が対象になりうる)
- (2) 分析サービス(あらゆる種類の著作物等が対象になりうる)
- (3)翻訳サービス(言語の著作物が主な対象)
- (4) その他CPS関係サービス(あらゆる種類の著作物等が対象になりうる)

【意見】

著作物を利用して行われるサービスのうち、当該著作物の利用が著作物の表現そのものを享受するための利用ではない場合については、それらのサービスの社会における有用性を考えると、権利の制限もやむを得ないと考えます。(これは、平成22年4月の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」の中で、権利制限の対象となる「利用の類型C」として整理されています。)

一方、(1)~(4)のようなサービスにおいて、放送番組の静止画や映像の一部を利用する ことについては、たとえそれが「軽微な利用」であっても、慎重に検討すべきであると考えます。

放送番組は、出演者、脚本家、原作者、音楽家等権利者の数がきわめて多いという特徴があり、 番組にかかわる権利者の方々に十分配慮する必要があります。さらに、放送番組やニュースの中 には、事件・事故をとりあげたり、人権・プライバシーに配慮すべきものも多く、利用する静止 画や映像によっては、プライバシーや肖像権等が侵害される恐れがあります。また、このような トラブルにより取材先との信頼関係が崩れ、将来の取材活動が制約されることも考えられます。

こうしたことから、NHKとしては、放送番組の利用については慎重な対応をお願いしたいと 考えます。 なお、上記(1)~(4)のサービスについては、大量の著作物の複製が前提であり、多くの 権利者がかかわる放送番組のこうした利用について、NHKはこれまでライセンスを行ったこと はありません。

2. 権利制限規定の柔軟性を高めることが我が国に及ぼす効果と影響について

【意見】

現在NHKは公共放送という立場から、受信料で制作し放送した番組については、提供基準を 設け公平性や公共性を担保したうえで、教育、福祉、災害対策などの公益的な利用については積 極的に国民への還元(提供)をすすめています。

こうした、公益的利用の分野においては、柔軟な権利制限規定によって、円滑な利用が広がる 効果があると思われますが、制度整備にあたっては補償金制度の導入を検討する等、権利の保護 と利用のバランスを考慮する必要があるのではないかと考えます。

以上